

「習志野市敬老祝金支給条例」の改正について

1 高齢化社会の進展

〔高齢者人口及び高齢化率〕

(1) 習志野市 (資料1)

	H27年(2015)	H37年(2025)	
高齢者人口	37,361人	40,263人	2,902人増
高齢化率	22%	23.4%	1.4%増

※「習志野市光輝く高齢者未来計画 2015」より

(2) 国 (資料2)

	H27年(2015)	H37年(2025)	
高齢者人口	3,392万人	3,658万人	266万人増
高齢化率	26.7%	30.3%	3.6%増

※内閣府「28年版 高齢社会白書」より

2 高齢者福祉

(1) 戦後～高度経済成長期

- 国民皆年金・皆保険制度の確立などの社会保障制度の充実
- 右肩上がりの高度経済成長のもと、昭和48年は「福祉元年」と呼ばれ、老人医療費無料化、年間5万円の公的年金の支給などが実施され、「ばらまき福祉」といわれた時代があった。

(2) 現 在

- オイルショックによる経済成長の陰りや予想を上回る高齢化の進展により、こうした高齢者福祉の維持は困難となった
- ↓
- 老人保健法、健康保険法の改正による医療費の一部自己負担の導入
- 介護保険法創設…社会全体で介護が必要な高齢者を支える仕組み
- 平成17年の介護保険法改正で、要介護状態への予防と改善を重視した「予防重視型システム」への転換
- 平成27年の介護保険法改正で、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援サービス」を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を一層強化する仕組みが示された
- ↓
- 経済的支援が目的の福祉から、多様な事業展開が求められる福祉へ変化

3 敬老祝金支給事業について (資料3)

(1) 変 遷

- 昭和33年に「養老年金」として事業開始。77歳以上の方全員に2,000円支給
→高齢者への経済的支援
- 昭和37年に「敬老年金」に名称変更。支給額1,000円となる
→昭和36年に国民年金制度がスタート。社会保障制度の充実
- 昭和53年に「敬老祝金」に名称変更。
→高齢者への経済的支援から「敬老」する意味での祝金へと変更された

(2) 目 的

高齢者に対し敬老祝金を支給して敬老の意を表し、併せてその福祉を増進することを目的とする。

4 今回の改正案

平均寿命を下回る77歳の祝金支給を廃止し、「元気な高齢者」を増やすため健康寿命を延ばすための取り組みや、介護が必要となっても、社会全体で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会を構築する取り組みを実施していく。

	現 行	改正後
77歳	5,000円	廃 止
88歳	10,000円	10,000円
99歳	20,000円	20,000円
100歳以上	30,000円	30,000円

5 敬老祝金支給の見直しの主な理由

(1)平均寿命の延伸（資料4）

我が国の平均寿命は事業開始の昭和33年当時、男性64.98歳、女性69.61歳であったが、平成26年度には、男性80.50歳、女性86.83歳となり、世界でも有数の長寿国となった。今後平均寿命と健康寿命の差を縮め、介護が必要な期間を短くすることが重要となる。

[26年度]

	平均寿命	健康寿命	差
男 性	80.50 歳	71.19 歳	9.31 歳
女 性	86.83 歳	74.21 歳	12.62 歳

(2)介護給付費等の増加（資料5）

高齢者人口の増大により、今後、介護給付費等の増加が見込まれる

- ・介護給付費の増大
- ・施設整備に係る介護給付費等の増大
- ・市単独事業の事業費の増大

(3)「地域包括ケアシステム」の構築（資料6）

「団塊の世代」が皆75歳以上となる2025年を見据え、介護保険法が平成27年度に改正され、「地域包括ケアシステムの構築」が謳われた。

その中で、元気な高齢者を増やすべく、さまざまな事業の展開が必要となる。

6 改正までのスケジュール

日程		
7月	福祉問題審議会	諮問・答申
8月22日	重要事項説明	正副議長
8月23日	議案勉強会	市議会議員
12月	議会上程	
	広報等でのお知らせ	
	町会等への周知	高相、民生、連合町会等への説明
H29.4月	改正条例施行	

※条例改正については28年度に行い、支給額の改正については総合事業が開始される29年度より実施予定。